

○個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十三条第二項、第三項及び第五十三条第二項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の五第二項、第三項第一号、第四十四条の九及び第四十四条の十二第二項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十四条の五第二項、第三項第一号、第四十四条の九及び第四十四条の十二第二項並びに個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第二条に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月九日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	<p>(第三者提供に係る事前の通知等)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>第二条 削除</p>
改正前	<p>(第三者提供に係る事前の通知等)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>(第三者提供の事前の届出に関する特例)</p> <p>第二条 法第二十三条第二項の規定による届出は、第七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号の規定により個人情報保護委員会が定めるまでの間は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を</p>

---

第三条～第七条  
〔略〕

---

記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 代理人によつて前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

第三条～第七条  
〔同上〕

---

別記様式第一（第七条第二項及び附則第七条第一項関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第23条第2項・第23条第3項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第2条）の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保護委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称  
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1. 新規	2. 変更（元の届出番号： ）
個人又は法人等の別	1. 個人 2. 法人等	
届出者の氏名 又は名称	（フリガナ）	
法人番号（13桁）		
届出者の住所 又は居所	都道府県	市区町村
	都道	
	府県	
代表者の氏名 （届出者が法人等の 場合に限る。）	（フリガナ）	
	電話 （ ）	
	（フリガナ）	
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合 には記載は省略可）	電話 （ ） E-mail	

別記様式第一（第七条第二項、附則第二条第一項及び附則第七条第一項関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第23条第2項・第23条第3項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第2条）の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保護委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称  
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1. 新規	2. 変更（元の届出番号： ）
個人又は法人等の別	1. 個人 2. 法人等	
届出者の氏名 又は名称	（フリガナ）	
法人番号（13桁）		
届出者の住所 又は居所	都道府県	市区町村
	都道	
	府県	
代表者の氏名 （届出者が法人等の 場合に限る。）	（フリガナ）	
	電話 （ ）	
	（フリガナ）	
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合 には記載は省略可）	電話 （ ） E-mail	

2. 届出項目

- (1)  本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。  
(□内に印を付けること。)
- (2) 第三者への提供を利用目的としていること。  
\_\_\_\_\_
- (3) 第三者に提供される個人データの項目  
\_\_\_\_\_
- (4) 第三者への提供の方法  
\_\_\_\_\_
- (5) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての□内に印を付けること)  
 郵送 (宛先: \_\_\_\_\_ )  
 受付窓口 (住所: \_\_\_\_\_ )  
 電話 (番号: \_\_\_\_\_ )  
 WEB (URL: \_\_\_\_\_ )  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )
3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日  
【 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】
4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかの□に印を付けること。)  
 希望なし  
 次の理由により、【 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】以後の公表を希望 (公表日を指定する理由: \_\_\_\_\_ )
5.  本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。  
(□内に印を付けること。)
6. 添付書類 (□内に印を付けること。)  
 委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

2. 届出項目

- (1)  本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。  
(□内に印を付けること。)
- (2) 第三者への提供を利用目的としていること。  
\_\_\_\_\_
- (3) 第三者に提供される個人データの項目  
\_\_\_\_\_
- (4) 第三者への提供の方法  
\_\_\_\_\_
- (5) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての□内に印を付けること)  
 郵送 (宛先: \_\_\_\_\_ )  
 受付窓口 (住所: \_\_\_\_\_ )  
 電話 (番号: \_\_\_\_\_ )  
 WEB (URL: \_\_\_\_\_ )  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )
3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日  
【 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】
4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかの□に印を付けること。)  
 希望なし  
 次の理由により、【 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日】以後の公表を希望 (公表日を指定する理由: \_\_\_\_\_ )
5.  本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。  
(□内に印を付けること。)
6. 添付書類 (□内に印を付けること。)  
 委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

#### 記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 2.（2）の欄には、個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第2項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。
7. 5の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第23条第2項の規定により第三者に提供することは  
できない。
8. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### 記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 2.（2）の欄には、個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第2項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。
7. 5の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第23条第2項の規定により第三者に提供することは  
できない。
8. 本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。
9. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二〔第七条第三項及び附則第七条第二項関係〕

## 委任状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、（個人情報の保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 2 条）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）



別記様式第二〔第七条第三項、附則第二条第二項及び附則第七条第二項関係〕

## 委任状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、（個人情報の保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 2 条）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）



別記様式第三（第二十四条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

個人情報の保護に関する法律第53条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の氏名又は名称  
住所又は居所

「 」  
「 」

1. 届出をする認定個人情報保護団体（以下「団体」という。）の概要

団体の名称	(フリガナ)												
法人番号 (13桁)													
団体の住所	都道 市区												
	府県 町村												
	電話 ( )												
	(フリガナ)												
代表者の氏名	「 」												
	「 」												
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記載は省略可)	(フリガナ)												
	電話 ( ) E-mail												

別記様式第三（第二十四条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

個人情報の保護に関する法律第53条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の氏名又は名称  
住所又は居所

「印」  
「 」

1. 届出をする認定個人情報保護団体（以下「団体」という。）の概要

団体の名称	(フリガナ)												
法人番号 (13桁)													
団体の住所	都道 市区												
	府県 町村												
	電話 ( )												
	(フリガナ)												
代表者の氏名	「印」												
	「 」												
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記載は省略可)	(フリガナ)												
	電話 ( ) E-mail												

2. 届け出る個人情報保護指針に係る事項

(1) 新規又は変更の別 (いずれかの□に印を付けること。)

新規  変更

(2) 個人情報保護指針を (作成・変更) した日

年 月 日

(3) 個人情報保護指針の施行日 (予定を含む)

年 月 日

(4) 匿名加工情報に関する事項の有無 (いずれかの□に印を付けること。)

有  無

(5) 変更した場合の変更内容及び変更の理由

(6) 消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見聴取の有無 (いずれかの□に印を付けること。)

有  無

(7) 意見聴取の方法及び経過の概要 ((6) で「有」を選択した場合)

3. 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表に関する希望

(いずれかの□に印を付けること。)

希望なし

次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望

(理由： )

4. 添付書類 (□内に、印を付けること)

個人情報保護指針 (必須)

その他 ( )

2. 届け出る個人情報保護指針に係る事項

(1) 新規又は変更の別 (いずれかの□に印を付けること。)

新規  変更

(2) 個人情報保護指針を (作成・変更) した日

年 月 日

(3) 個人情報保護指針の施行日 (予定を含む)

年 月 日

(4) 匿名加工情報に関する事項の有無 (いずれかの□に印を付けること。)

有  無

(5) 変更した場合の変更内容及び変更の理由

(6) 消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見聴取の有無 (いずれかの□に印を付けること。)

有  無

(7) 意見聴取の方法及び経過の概要 ((6) で「有」を選択した場合)

3. 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表に関する希望

(いずれかの□に印を付けること。)

希望なし

次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望

(理由： )

4. 添付書類 (□内に、印を付けること)

個人情報保護指針 (必須)

その他 ( )

<p style="text-align: center;">記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。</li> <li>2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。</li> <li>3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。</li> <li>4. 法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。</li> <li>5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。</li> <li>6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。</li> <li>2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。</li> <li>3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。</li> <li>4. 法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。</li> <li>5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。</li> <li>6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</li> </ol>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(行政機関の保有する個人情報に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部改正)

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

<p>別記様式第一（第4条第1項関係）</p> <p>行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>年 月 日</p> <p>（行政機関の長） 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな） 住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。） （ふりがな） 氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報ファイルの名称</li> <li>2. 行政機関非識別加工情報の本人の数</li> <li>3. 加工の方法を特定するに足りる事項</li> <li>4. 行政機関非識別加工情報の利用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用の目的</li> <li>(2) 利用の方法</li> </ol> </li> </ol>	<p>別記様式第一（第4条第1項関係）</p> <p>行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>年 月 日</p> <p>（行政機関の長） 殿</p> <p>郵便番号 （ふりがな） 住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。） （ふりがな） 氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき[ ]。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略でき[ ]。印） 連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報ファイルの名称</li> <li>2. 行政機関非識別加工情報の本人の数</li> <li>3. 加工の方法を特定するに足りる事項</li> <li>4. 行政機関非識別加工情報の利用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用の目的</li> <li>(2) 利用の方法</li> </ol> </li> </ol>
--	--

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
- (2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)において公表されている個人情報ファイル簿(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関非識別加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
- (2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)において公表されている個人情報ファイル簿(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関非識別加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二（第4条第6項関係）

誓約書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

(ふりがな)

氏 名 「法人その他の団体にあっては、名称及び  
代表者の氏名を記載すること。」

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第44条の5第3項

第44条の12第2項において準用す

る第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二（第4条第6項関係）

誓約書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

(ふりがな)

氏 名 「自筆で記入したときは、押印を省略でき  
る。法人その他の団体にあっては、名称及  
び代表者の氏名を記載することとし、代表  
者が自筆で記入したときは押印を省略でき  
る。」

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第44条の5第3項

第44条の12第2項において準用す

る第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書  
(第一面)

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は  
主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（法人その他の団体の関係にあつては、名称及び  
代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス  
アドレスを記載すること。担当部署等がある  
場合は、当該担当部署名及び担当者を記載  
すること。）

年 月 日 付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44条の9  
の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第三（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書  
(第一面)

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は  
主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略でき  
る。法人その他の団体にあつては、名称及  
び代表者の氏名を記載することとし、代表  
者が自筆で記入したときは、押印を省略で  
きる。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス  
アドレスを記載すること。担当部署等がある  
場合は、当該担当部署名及び担当者を記載  
すること。）

年 月 日 付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44条の9  
の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第三（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

---

(第二面)

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

---

(第二面)

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

別記様式第六（第13条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12第1項前段の規定に  
第44条の12第1項後段

より、以下のとおり作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

別記様式第六（第13条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12第1項前段の規定に  
第44条の12第1項後段

より、以下のとおり作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（匿名加工情報編）を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（匿名加工情報編）を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部改正)

第三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

<p>別記様式第一（第4条第1項関係）</p> <p>独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>年 月 日</p> <p>(独立行政法人等) 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すると。)</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 「法人その他の団体にあっては、「名」及び「姓」を記載すること。」</p> <p>連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報ファイルの名称</li> <li>2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数</li> <li>3. 加工の方法を特定するに足りる事項</li> <li>4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用の目的</li> <li>(2) 利用の方法</li> </ol> </li> </ol>	<p>別記様式第一（第4条第1項関係）</p> <p>独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>年 月 日</p> <p>(独立行政法人等) 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 「<u>自筆で記入したときは、押印を省略でき</u>る。法人その他の団体にあっては、<u>名称</u>及び<u>代表者の氏名</u>を記載することとし、<u>代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。</u>」</p> <p>連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報ファイルの名称</li> <li>2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数</li> <li>3. 加工の方法を特定するに足りる事項</li> <li>4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用の目的</li> <li>(2) 利用の方法</li> </ol> </li> </ol>
--	--

- (3) 利用に供する事業の内容  
(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、各独立行政法人等のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- (3) 利用に供する事業の内容  
(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、各独立行政法人等のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二（第4条第6項関係）

誓約書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

（ふりがな）  
氏 名 「法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。」

第44条の5第3項  
独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律 第44条の12第2項において  
準用する第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二（第4条第6項関係）

誓約書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

（ふりがな）  
氏 名 「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。」 印

第44条の5第3項  
独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律 第44条の12第2項において  
準用する第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。〕

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者に記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する 第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44

条の9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第三（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名〔自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。〕

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者に記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する 第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44

条の9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第三（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第六（第12条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること〕

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者に記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する第44条の12第1項前段の規定  
第44条の12第1項後段

により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

別記様式第六（第12条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

（独立行政法人等） 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名〔自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。〕

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者に記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する第44条の12第1項前段の規定  
第44条の12第1項後段

により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
- (2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
- (2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。